

条例

横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委員会条例
をここに公布する。

平成29年6月15日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第22号

横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委
員会条例

(設置及び所掌事務)

第1条 都筑区における区民文化センターの基本構想に関する事項
を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市都筑区にお
ける区民文化センター基本構想検討委員会(以下「委員会」とい
う。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうち
から市長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、第1条の基本構想に係る答申を市長が受け
た日までとする。

(臨時委員)

第4条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要が
あると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する
。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了し
たときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる
。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は
委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び
副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、

そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都筑区において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第1条の基本構想に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。